

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の加工施設の設計及び工事の方法の 認可申請についての審査結果

原規規発第 1912261 号
令和元年 12 月 26 日
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、日本原燃株式会社（以下「申請者」という。）濃縮・埋設事業所の加工施設の設計及び工事の方法の認可申請書（平成 31 年 4 月 24 日付け 2019 濃計発第 15 号をもって申請、令和元年 12 月 20 日付け 2019 濃計発第 116 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する同法第 16 条第 1 項の変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同法第 16 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」（昭和 62 年総理府令第 10 号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうか、同法第 16 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成 25 年原子力規制委員会規則第 18 号。以下「品管基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

審査の結果、規制庁は、以下の 2. から 4. の事項を確認したことから、本申請について、法第 16 条の 2 第 3 項各号のいずれにも適合しているものと認める。

1. 法第 16 条の 2 第 1 項に基づく設計及び工事の方法の認可申請

1-1 本申請の概要

申請者は、平成 25 年 12 月に改正された技術基準規則等（以下「新規制基準」という。）への適合のため、平成 29 年 5 月 17 日付け原規規発第 1705174 号をもって変更の許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書（以下「加工事業変更許可申請書」という。）に基づき、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請を行うもの（以下「本件工事」という。）としており、本件工事に係る建物・構築物及び設備・機器は多数あり、また、工事が長期にわたるものであることから、本件工事を段階的に進めるため、当該認可申請を第 1 次から第 5 次の計 5 回に分割して申請するとしており、本申請は第 2 回の申請である。

本申請においては、以下の内容について申請を行うものである。

- (1) 「その他の加工施設」のうち、既認可の補助建屋及びディーゼル発電機について、新規制基準への適合確認（耐震設計条件の変更等）を行う。
- (2) ディーゼル発電機の構成機器（ディーゼル発電機制御盤、燃料サービスタン

ク、屋外軽油タンク、燃料移送ポンプ及び燃料供給配管)について、設計及び工事の方法の認可対象とするとともに、新規制基準への適合確認を行う。

1-2 設計及び工事の方法の認可申請の審査について

規制庁は、本申請は加工事業変更許可申請書に基づき申請される設計及び工事の方法の認可申請の一部であることから、今後の申請を含めて、以下を確認する。

- (1) 本申請及び別途申請される建物・構築物及び設備・機器については、加工事業変更許可申請書に対応した設計及び工事の方法として申請されるべきものが申請されることとなっていること。また、認可申請のうち最後の申請において、加工事業変更許可申請書を踏まえ、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されていること。
- (2) 加工施設全体の設計方針については、認可申請のうち最後の申請において、加工事業変更許可申請書に記載された設計方針に従ったものであり、技術基準規則に適合するものであること。
- (3) 先行申請され認可された設計及び工事の方法がある場合には、当該認可申請と設計上の不整合を生じていないこと。

2. 法第16条の2第3項第1号への適合性について

規制庁は、本申請が加工事業変更許可申請書によるものであることに関して、次の事項を確認した。

- (1) 申請書本文のうち、建物・構築物及び設備・機器の仕様に関する事項は、加工事業変更許可申請書における設備・機器等の種類及び個数等の仕様と整合していること。
- (2) 申請書本文のうち、建物・構築物及び設備・機器の設計方針は、加工事業変更許可申請書の設計方針と整合していること。

以上のことから、規制庁は、本申請が法第16条の2第3項第1号の規定に適合しているものと認める。

3. 法第16条の2第3項第2号への適合性について

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性に関して、

- (1) 既認可の設計及び工事の方法の認可の対象である建物・構築物及び設備・機器の規制要求内容の変更条文への適合性
- (2) 新たに設計及び工事の方法の認可対象となった建物・構築物及び設備・機器の関連する条文への適合性

の観点から確認した。

3-1 加工施設の設計について

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、技術基準規則各条文への適合性を以下のとおり確認した。申請された建物・構築物及び設備・機器と技術基準規則各条文への適合性を審査した事項を別添に示す。

3-1-1 技術基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

技術基準規則第4条においては、「安全機能を有する施設が火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。」、「安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請の建物・構築物及び設備・機器について、以下の設計としている。

- (1) 補助建屋については、施設の構造に変更は無く、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐火建築物とし、耐火性能を備えた防火壁及び防火扉により区画し、火災の延焼を防止する設計としていることに変更は無い。また、ディーゼル発電機については、設備の構造に変更は無く、主要な構造材に不燃性の材料を使用していることに変更は無い。
- (2) 屋外に設置する屋外軽油タンク、燃料移送ポンプ及び燃料供給配管の設置場所については、火災の拡大を防止するために、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき消火設備を設置する。

ディーゼル発電機の構成機器（ディーゼル発電機制御盤、燃料サービスタンク、屋外軽油タンク、燃料移送ポンプ及び燃料供給配管）の主要な構造材は、不燃性の材料（鋼材）を使用する。また、ディーゼル発電機の高圧・低圧動力ケーブル及び計装ケーブルは、IEEE-383の垂直トレイ試験を満足する難燃性のケーブルを使用する。

規制庁は、補助建屋及びディーゼル発電機に不燃性の材料を使用すること等に変更は無く、既設の設計を維持していること、屋外に設置する設備・機器については消防法に基づき消火設備を設置する設計としていること、ディーゼル発電機の構成機器については主要な構造材に不燃性の材料を使用する設計としていること並びに動力ケーブル及び計装ケーブルに難燃性のケーブルを使用する設計としていることを確認したことから、技術基準規則第4条の規定に適合していると認める。

3-1-2 技術基準規則第5条（安全機能を有する施設の地盤）

技術基準規則第5条においては、「安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第6条第1項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請の対象である補助建屋並びに屋外に設置する屋外軽油タンク及び燃料移送ポンプについては、それぞれ基礎を介して、加工事業変更許可申請書のとおり、N値50以上の地耐力を有する地盤に支持する設計としている。

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器については、十分に支持することができる地盤に施設する設計としていることを確認したことから、技術基準規則第5条の規定に適合していると認める。

3-1-3 技術基準規則第5条の2（地震による損傷の防止）

技術基準規則第5条の2においては、「安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第7条第2項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、加工事業変更許可申請書で記載した設計方針に基づき、以下により地震による損傷を防止する設計としている。

（1）建物・構築物

① 耐震重要度分類について

- a. 補助建屋：第2類

② 耐震評価について

- a. 補助建屋の耐震設計は静的設計法とし、建築基準法の関係法令等に基づき、発生する応力が許容応力を下回ることを確認するとともに、保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回ることを確認する。
- b. 耐震設計に用いる静的地震力の算定に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する地震層せん断力係数に、加工事業変更許可申請書の設計方針を踏まえ耐震重要度の分類に応じた割り増し係数（第2類：1.25）を乗じて算定する。
- c. 応力評価における荷重については、建築基準法施行令第82条に基づき、長期荷重（固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）と地震力を組み合わせる。
- d. 保有水平耐力の算定に当たっては、建築基準法施行令第82条の3第2号に規定する式で計算した値に割り増し係数（第2類：1.25）を乗じて算

定する。

- e. 応力解析については、柱、梁の各部材を線材に置換したフレームモデルとし、計算プログラムによる評価を行う。
- f. 許容応力については鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（1999）（日本建築学会）等を用いる。

③ 評価の結果について

- a. 評価の結果、補助建屋については、耐震重要度分類第 2 類に係る地震力に対して弾性範囲で、柱、梁等の各部に発生する応力が許容応力以下である。さらに、保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回っている。

(2) 設備・機器

① 耐震重要度分類について

- a. ディーゼル発電機及び構成機器：第 2 類

② 耐震評価について

- a. ディーゼル発電機及び構成機器の耐震設計は静的設計法とし、建築設備耐震設計・施工指針（2014）（日本建築センター）等の規格に基づき、発生する応力が許容応力を下回っていることを確認する。
- b. 耐震設計に用いる静的地震力の算定に当たっては、建築基準法施行令第 88 条に規定する地震層せん断力係数に、加工事業変更許可申請書の基本方針を踏まえ耐震重要度の分類に応じた割り増し係数（第 2 類：1.25）を乗じたものに 2 割増しして算定する。ディーゼル発電機制御盤と燃料サービスタンクについては、剛構造（一次固有振動数が 20Hz 以上）とならないことから、共振を考慮した設計として、建築設備耐震設計・施工指針に規定される設計用水平震度（0.6）を用いる。
- c. 応力評価における荷重については、通常の運転時の状態で設備・機器に作用する荷重と地震力を組み合わせる。
- d. 許容応力については鋼構造設計規準（2005）（日本建築学会）等を用いる。

③ 評価の結果について

- a. 評価の結果、ディーゼル発電機及び構成機器については、耐震重要度分類第 2 類に係る地震力に対して弾性範囲で、据付ボルト、機器等の各部に発生する応力が許容応力以下である。

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、耐震重要度分類に応じた地震力による評価を行い、耐震性を確保する設計であることを確認したことが

ら、技術基準規則第5条の2の規定に適合していると認める。

3-1-4 技術基準規則第5条の4（外部からの衝撃による損傷の防止）

技術基準規則第5条の4においては、「安全機能を有する施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、加工事業変更許可申請書で記載した設計方針に基づき、以下により外部からの衝撃による損傷を防止する設計としている。

- (1) 風（台風）及び積雪に対する設計として、補助建屋並びに屋外軽油タンク、燃料移送ポンプ及び燃料供給配管は建築基準法及び消防法に基づき設計する。
- (2) 低温及び凍結に対する設計として、ディーゼル発電機は補助建屋に収納することにより直接外気の影響を受けない設計とするとともに、補機系統の潤滑油及び冷却水は、想定される低温下においても使用できる設計とする。
- (3) 高温に対する設計として、ディーゼル発電機は補助建屋に収納することにより直接外気の影響を受けない設計とするとともに、想定される高温下においても動作可能な設計とする。
- (4) 落雷に対する設計として、屋外軽油タンクには消防法に基づき接地線により接地する設計とする。

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器に対する外部からの衝撃による損傷の防止に対する設計に関して、加工事業変更許可申請書の設計方針に沿って、安全機能が損なわれない設計としていることを確認したことから、技術基準規則第5条の4の規定に適合していると認める。

3-1-5 技術基準規則第11条（安全機能を有する施設）

技術基準規則第11条においては、「安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように施設しなければならない。」「安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。」と規定されている。

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器について、補助建屋並びにディーゼル発電機及び構成機器は、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度等において機能が発揮でき、また、設計基準事故の影響を受けないよう、当該事故が発生する建物から離れて設置することで、外部電源系統からの電気の供給が停止した

場合に放射線監視設備等に給電できる設計としている。また、安全機能を確認するための検査又は試験及び健全性維持のための保守又は修理ができるよう設計している。

規制庁は、通常時及び設計基準事故時に想定される環境条件において、その安全機能を発揮できる設計としていること、施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計としていることを確認したことから、技術基準規則第11条の規定に適合していると認める。

3-1-6 技術基準規則第16条（非常用電源設備）

技術基準規則第16条においては、「加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。」と規定されている。

申請者は、ディーゼル発電機について、制御盤の更新後においても外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に、制御盤から起動信号を送ることによりディーゼル発電機を自動起動し、20秒以内に電圧確立する設計に変更は無いとしている。

規制庁は、ディーゼル発電機について、制御盤の更新後においても外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に自動起動するといった既認可の設計を維持する設計としていることを確認したことから、技術基準規則第16条の規定に適合していると認める。

3-1-7 次回以降の申請にて適合性を確認する事項

申請者は、補助建屋に係る下記の事項については、次回以降の申請としており、これらについての適合性は次回以降の申請時に確認する。

- (1) 技術基準規則第4条（火災等による損傷の防止）のうち、自動火災報知設備及び消火設備の設計
- (2) 技術基準規則第5条の2（地震による損傷の防止）のうち、補助建屋と隣接する建屋間のクリアランスの確認
- (3) 技術基準規則第5条の4（外部からの衝撃による損傷の防止）のうち、排水設備及び避雷設備の設計
- (4) 技術基準規則第5条の5（加工施設への人の不法な侵入等の防止）のうち、不法侵入等防止設備の設計
- (5) 技術基準規則第13条の2（安全避難通路等）のうち、安全避難通路等設備の設計
- (6) 技術基準規則第17条（通信連絡設備）のうち、通信連絡設備の設計

3-2 工事の方法について

規制庁は、本申請に係る工事の方法に関して、技術基準規則の各条文に適合するよう工事が行なわれることを確認することとした。

申請者は、ディーゼル発電機制御盤の更新については、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、保安のための措置を以下のとおり行うとしている。

(1) ディーゼル発電機は、A系及びB系の2系統を有しており、片系統ごとにディーゼル発電機制御盤の更新工事を行うことで、工事期間中においても外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に必要な設備に電力を供給する機能を維持する。

(2) 工事期間中において、加工施設の生産運転を実施しない。

また、本工事に際して、認可を受けた設計及び工事の方法に従っていることについて適時に検査を実施し、確認するとしている。

さらに、工事に係る安全管理として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく労働災害の防止、作業場所の区画の設定や関係者以外の立入制限及び火気作業時の防火対策等を行うとしている。

規制庁は、本申請に係る工事の方法について、必要な設備に電力を供給する機能を維持すること、認可を受けた設計及び工事の方法に従っていることを適時に検査を実施すること及び工事に係る安全管理を行うことにより安全確保が図られることを確認したことから、本申請が法第16条の2第3項第2号の規定に適合していると認める。

4. 法第16条の2第3項第3号（品管基準規則）への適合性について

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る適合性の確認に当たって、

(1) 品質管理の方法等を示した本申請の添付資料「全社品質保証計画書」の内容が、品管基準規則の各要求事項に適合していること

(2) 本申請の設計に係る実績が、上記で確認した「全社品質保証計画書」により実施されたこと並びに工事及び検査が同計画に基づき計画されていること

について審査した。

4-1 品質管理の方法等

申請者は、本申請の「全社品質保証計画書」において、品質管理の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項について、品管基準規則の要求事項に則り、社長が品質方針を策定し、品質マネジメントシステムをレビューし、その有効性を継続的に改善すること、安全文化を醸成する活動、資源の運用管理、業務の計画及び実施、内部監査、不適合管理並びに是正処置

等を定めるとしている。

規制庁は、本申請における設計、工事及び検査に係る品質管理について、申請者の定める「全社品質保証計画書」は品管基準規則の要求事項に則り、品質保証の実施に関する組織並びに保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る事項について、不適合管理報告及びその処理等を含む業務プロセスが定められていることを確認した。

4-2 設計、工事及び検査に係る品質保証活動の実績と計画

申請者は、本申請の「全社品質保証計画書」及び「設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画」に従って、以下のとおり、本申請に係る設計、工事及び検査を実施するとしている。

- (1) 機械保全課及び電気計装保全課（以下「設計主管課」という。）が加工事業変更許可申請書の記載事項を踏まえ、本申請に係る設計、工事及び検査の内容を記載した改造計画書を作成した。設計主管課は、改造計画書について、濃縮安全委員会及び核燃料取扱主任者により、加工事業変更許可申請書との整合性や工事中の保安上の措置の妥当性に着目したレビューを実施し、濃縮事業部長の承認を受けた。
- (2) 設計主管課は、設計に係る改造計画書に基づき発注仕様書を作成した。設計主管課は、発注仕様書について、関係部門により、記載事項の不足に着目したレビューを行った。
- (3) 設計主管課は、発注仕様書を基に調達先から設計図書を受領した。設計主管課は、設計図書について、関係部門により、設計図書の記載事項の不足及び設計方針との整合性に着目したレビューを行った。
- (4) (3)に示す調達先への発注を実施せず自社で設計を行う場合について、設計主管課は、改造計画書に基づいた設計を行い、設計図書を作成した。設計主管課は、設計図書について、(3)と同様のレビューを行った。
- (5) 設計主管課及び施設計画課は、改造計画書及び設計図書を基に本申請を作成した。施設計画課は、本申請について、濃縮安全委員会及び核燃料取扱主任者により、新規基準への適合に着目したレビューを実施し、原子力規制委員会に申請した。
- (6) 電気計装保全課（以下「工事主管課」という。）は、改造計画書を基に工事及び検査に係る発注仕様書を作成する。工事主管課は、発注仕様書について、関係部門により、他設備との干渉及び検査に必要な事項に着目したレビューを行う。
- (7) 工事主管課は、発注仕様書を基に調達先から工事要領書及び検査要領書を受領する。工事主管課は、工事要領書及び検査要領書について、関係部門により、

発注仕様書との整合性に着目したレビューを行う。

- (8) 工事主管課は、本申請の認可後、ディーゼル発電機が施設定期自主検査対象であることから、保守作業計画書を作成し、主管部長及び核燃料取扱主任者の確認及び濃縮事業部長の承認を受けた後に工事を実施する。
- (9) 工事主管課は、検査要領書の内容を踏まえ社内検査要領書を作成する。工事主管課は、社内検査要領書に基づき検査を行い、当該設備が正常に機能することを確認する。工事主管課は、発注仕様書に基づく工事の報告書を調達先から受領し、発注仕様書の要求事項を満たしていることを確認する。

規制庁は、本申請における設計及び工事に係る品質保証活動の実績と計画について、「全社品質保証計画書」及び「設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画」に従って、設計、工事及び検査を行うとしていることを確認した。

4-3 申請書における設計の妥当性の評価に用いる計算に係る品質管理

申請者は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の耐震設計について、以下のとおり、「加工施設 保守要領」及び「濃縮事業部 調達先管理要領」等に基づき、設計の妥当性の評価に用いる計算に係る品質管理を実施したとしている。

- (1) 申請者から調達先へ構造解析ソフトウェアによる解析コードを用いる設計を発注する場合、発注仕様書において、当該評価を行った作成者以外の者が審査及び承認すること並びに異なる計算方法等により計算結果の妥当性を確認することを調達先に要求した。
- (2) 申請者は、調達先から実施計画書を受領し、実施計画書の妥当性を確認するとともに、解析業務の完了後、調達先から実施結果の記録を受領し、実施計画書どおりに適切に実施されているかを担当者及び確認者によるチェック後、管理者がチェック結果を評価した上で承認した。

規制庁は、本申請に係る建物・構築物及び設備・機器の耐震設計に用いた計算に係る品質管理について、申請者が、保守要領等に基づき、発注仕様書において作成者以外の者が審査及び承認したこと並びに異なる計算方法等による妥当性確認を要求していること及び調達先から受領した実施計画書及び実施結果の適切性を確認したことから、品質管理が適切に実施されていることを確認した。

以上のことから、規制庁は、本申請が法第16条の2第3項第3号の規定に適合していると認める。

技術基準規則各条文への適合性を審査した事項^{注)1}

施設区分	技術基準規則の規定 ^{注)2、注)3}			第3条	第4条	第5条	第5条の2	第5条の3	第5条の4	第5条の5	第5条の6	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第13条の2	第13条の3	第14条	第15条	第16条	第17条		
	名称及び個数			核燃料物質の臨界防止	火災等に有する損傷の防止	安全機能を有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	材料及び構造	閉じ込めの機能	遮蔽	換気	核燃料物質等による汚染の防止	安全機能を有する施設の設置	搬送設備等	警報設備等	安全避難通路等	核燃料物質の貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	非常電源設備	通信連絡設備		
その他の加工施設	非常用設備	ディーゼル発電機	2基		○	○	○		○																○		
		ディーゼル発電機制御盤	2基		○	○	○		○																	○	
		燃料サービスタンク	2基		○	○	○		○																	○	
		屋外軽油タンク	2基		○	○	○		○																	○	
		燃料移送ポンプ	2基		○	○	○		○																	○	
		燃料供給配管	1式		○	○	○		○																	○	
	建物	補助建屋	1式		△ ^{※1}	○	△ ^{※2}		△ ^{※3}	△ ^{※4}											△ ^{※5}					△ ^{※6}	

注)1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査した事項。「△」は、次回以降に適合性の一部又は全部を審査する事項。その他は、加工事業変更許可申請書において設計を考慮していない事項又は技術基準規則に該当しない事項。

注)2: 本申請に係る加工施設については、技術基準規則の「第三章 重大事故等対処施設(第18条～第31条)」の規定は適用されない。

注)3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、技術基準規則中の安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

※1 自動火災報知設備及び消火設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※2 建物間のクリアランスの確認は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※3 排水設備及び避雷設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※4 不法侵入等防止設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※5 安全避難通路等設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

※6 通信連絡設備の設計は、次回以降の申請で適合性を確認する。

(参考)

分割申請の内容及び今後の申請予定

<p>(1) 第1次申請（平成30年9月7日申請、令和元年10月11日認可） 対象：核燃料物質の検査設備の更新、建物（ウラン濃縮建屋のうち中央操作棟）の耐震設計条件の変更等</p>
<p>(2) 第2次申請（本申請） 対象：非常用設備（ディーゼル発電機）及び建物（補助建屋）の耐震設計条件の変更等、非常用設備（ディーゼル発電機制御盤）の更新等</p>
<p>(3) 第3次申請（令和元年9月10日申請） 対象：カスケード設備及び建物の耐震設計条件の変更、自動火災報知設備の設置更新、貯水槽の設置等</p>
<p>(4) 第4次申請（予定） 対象：UF₆処理設備、均質・ブレンディング設備の一部、貯蔵設備、搬送設備、気体廃棄物の廃棄設備等の耐震設計条件の変更等</p>
<p>(5) 第5次申請（予定） 対象：均質・ブレンディング設備（第4次での対象以外）、固体廃棄物の廃棄設備等の耐震設計条件の変更、竜巻防護設備の新設等</p>